

【わがまち特例 適用対象となる資産等一覧】

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み『地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)』が導入されています。

名称	根拠法令		特例率	対象資産	取得時期	適用期間
	地方税法	市税条例				
汚水又は廃液処理施設	附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項	1/2	汚水または廃液の処理施設で使用する沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	期限なし
下水道除害施設	附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項	3/4	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	期限なし
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び都市利便向上施設	附則第15条第14項	附則第10条の2第3項	1/2	(公共施設)公園、広場等 (都市利便向上施設)緑化施設、通路	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5年
災害・津波対策等に供する資産	附則第15条第21項	附則第10条の2第4項	1/2	津波防災地域づくりに関する法律第10条の規定により新たに取得され、又は改良された津波対策に供する償却資産	平成28年4月1日 ～ 令和6年3月31日	4年
	附則第15条第22項第1号	附則第10条の2第5項	2/3	津波防災地域づくりに関する法律第56条の規定により市町村長の指定を受けた避難施設及びそれに付随する構築物、備品など	平成30年4月1日 ～ 令和6年3月31日	5年
	附則第15条第22項第2号	附則第10条の2第6項	1/2	津波防災地域づくりに関する法律第60条の規定により市町村と管理協定を締結した現存する避難施設及びそれに付随する構築物、備品など	平成30年4月1日 ～ 令和6年3月31日	5年
	附則第15条第22項第3号	附則第10条の2第7項	1/2	津波防災地域づくりに関する法律第61条の規定により市町村と管理協定を締結した建設予定、建設中の避難施設	平成30年4月1日 ～ 令和6年3月31日	5年
	附則第15条第23項第1号	附則第10条の2第8項	2/3	指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	指定日以後の取得	5年
	附則第15条第23項第2号	附則第10条の2第9項	1/2	協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	締結日以後の取得	5年

名称	根拠法令		特例率	対象資産	取得時期	適用期間
	地方税法	市税条例				
太陽光発電設備 (出力1,000kW未満)	附則第15条 第25項第1号イ	附則第10条の2 第10項	2/3	固定価格買取制度の認定を受けていない設備で再生可能エネルギー事業者支援事業に係る補助を受けて取得した設備(※自家消費型太陽光発電設備)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	3年
太陽光発電設備 (出力1,000kW以上)	附則第15条 第25項第2号イ	附則第10条の2 第14項	3/4	太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置		
風力発電設備 (出力20kW以上)	附則第15条 第25項第1号ロ	附則第10条の2 第11項	2/3	固定価格買取制度の認定を受けた風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	3年
風力発電設備 (出力20kW未満)	附則第15条 第25項第2号ロ	附則第10条の2 第15項	3/4			
地熱発電設備 (出力1000kW未満)	附則第15条 第25項第1号ハ	附則第10条の2 第12項	2/3	固定価格買取制度の認定を受けた地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	3年
地熱発電設備 (出力1,000kW以上)	附則第15条 第25項第3号ロ	附則第10条の2 第18項	1/2			
バイオマス発電設備 (出力10,000kW以上 (出力20,000kW未満)	附則第15条 第25項第1号ニ	附則第10条の2 第13項	2/3	固定価格買取制度の認定を受けたバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る。)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	3年
バイオマス発電設備 (出力10,000kW未満)	附則第15条 第25項第3号ハ	附則第10条の2 第19項	1/2			
水力発電設備 (出力5,000kW以上)	附則第15条 第25項第2号ハ	附則第10条の2 第16項	3/4	固定価格買取制度の認定を受けた水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(認定を受けたものに限る)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	3年
水力発電設備 (出力5,000kW未満)	附則第15条 第25項第3号イ	附則第10条の2 第17項	1/2			

名称	根拠法令		特例率	対象資産	取得時期	適用期間
	地方税法	市税条例				
浸水防止用施設	附則第15条第28項	附則第10条の2第20項	2/3	洪水、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備(防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機など)	平成29年4月1日 ～ 令和8年3月31日	5年
企業主導型保育事業の用に供する資産	附則第15条第32項	附則第10条の2第21項	1/2	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた児童福祉法に規定する無認可保育事業主等が、一定の保育に供する施設など	平成29年4月1日 ～ 令和6年3月31日	5年
市民緑地の用に供する土地	附則第15条第33項	附則第10条の2第22項	2/3	都市緑地法の規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	平成29年4月1日 ～ 令和7年3月31日	3年
浸水被害軽減地区内にある土地	附則第15条第38項	附則第10条の2第23項	2/3	水防法第15条の規定により指定された浸水軽減地区内にある土地	令和2年4月1日 ～ 令和8年3月31日	3年
サービス付高齢者向貸家住宅	附則第15条の8第2項	附則第10条の2第24項	2/3	新築された高齢者の住居の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成27年4月1日 ～ 令和7年3月31日	5年
児童福祉法の規定による家庭的保育事業の用に供する施設等	法第349条の3第27項	第61条の2第1項	1/2	【家庭的保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	認可後 ～	期限なし
児童福祉法の規定による居宅訪問型保育事業の用に供する施設等	法第349条の3第28項	第61条の2第2項	1/2	【居宅訪問型保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	認可後 ～	期限なし
児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する施設等	法第349条の3第29項	第61条の2第3項	1/2	【事業所内保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	認可後 ～	期限なし